

別紙1

新規申請及び更新申請等に必要な試験データについて

新規申請及び更新申請等に必要な試験データについては、下記により提出すること。

記

1 新規申請及び条件変更申請

別に定める「各申請品目毎の日本農林規格に規定された使用環境に求める接着剤の評価のための試験方法」の2に定める試験所で実施した、同方法3に定める試験項目にかかる試験データを提出するものとする。

2 更新申請時に提出が必要な試験データ

(1) 接着剤の性能に関する事項

新規申請時と更新申請時の接着剤の性能が同等であることを確認するために用途毎に定める次のアからウまでの試験データについて、別に定める「各申請品目毎の日本農林規格に規定された使用環境に求める接着剤の評価のための試験方法」の2に定める試験所で実施した試験データを提出すること。ただし、試験データは、更新申請前1年以内に取得したものに限る。

ア 集成材、直交集成板、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、単板積層材及び接着重ね材

(ア) 加熱圧縮せん断試験

(イ) クリープ試験

イ 集成材及び直交集成板のたて継ぎ用接着剤（試験の繰り返し数はそれぞれの使用環境による。）

(ア) たて継ぎ部の煮沸剥離試験

(イ) たて継ぎ部の減圧加圧剥離試験

ウ 新規確認以降、JAS工場への出荷又は格付が全く行われていない接着剤（試験の繰り返し数はそれぞれの使用環境による。）

上記アに加え、別に定める「各申請品目毎の日本農林規格に規定された使用環境に求める接着剤の評価のための試験方法」に基づき以下の試験データを提出すること。

(ア) 集成材、単板積層材及び接着重ね材：常態圧縮せん断試験、煮沸剥離試験及び減圧加圧剥離試験データ

- (イ) 直交集成板：煮沸剥離試験及び減圧加圧剥離試験データ
- (ウ) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材：たて継ぎ部の煮沸剥離試験及びたて継ぎ部の減圧加圧剥離試験

3 上記1及び2の申請時に必要な接着剤の品質に関する資料等

接着剤の主成分等の品質に関して、次のアからウまでの資料について提出するものとする。なお、これらの資料については自社による分析データでも可とする。

- ア 最新の接着剤の標準仕様書（作業標準）
- イ 申請接着剤にかかるJAS認証工場への出荷又は格付実績
- ウ 接着剤の品質に関する資料
 - (ア) SDS
 - (イ) 接着剤を構成する主成分、溶剤、硬化剤、可塑剤、充てん剤、増粘剤、その他添加剤等の接着剤構成成分の物質名及び配合比、並びにCAS番号及び化審法番号
 - (ウ) 赤外分光光度計による分析結果
 - (エ) 性状物性試験による不揮発分、粘度、密度、pH 及び粘弹性測定結果
- エ 上記1及び2の試験において使用した接着剤の主成分、溶剤、硬化剤、可塑剤、充てん剤、増粘剤、その他添加剤等の接着剤構成成分の物質名及び配合比（実数）
- オ 試験野帳
- カ 写真（試験前、試験中及び試験後の試験片若しくは試験体、試験実施状況、試験機器等）
- キ その他（試験実施場所等の認証情報、その他参考資料等）